

京都市告示第 33 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 30 年 4 月 6 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	保育所等訪問支援	自閉症・情緒障害児等療育相談室（のぞみ親子相談室） 2650900059	京都市伏見区桃山町本多上野 84-8	平成 30 年 3 月 31 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)